

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	9-7
処分の種類	営業以外の食品供与施設に係る業務の禁止又は停止			
根拠法令条例等・条項	食品衛生法第68条第3項で準用する同法第60条			
処分の概要	学校、病院等営業以外の食品供与施設において、有害な物質が含まれた食品等を使用した等の違反があった場合、業務を禁止又は停止する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	食品衛生法第60条に基づく行政処分は、原則として別表の行政処分の基準の違反内容に応じた各欄に記載した処分によるものとする。			
基準の制定根拠	「食品衛生関係行政処分等事務処理要領」(平成18年3月24日付け17食環第563号 衛生部長通知)			